

市民憲章を制定

市では、市民活動の規範となる市民憲章の制定に向けて、平成24年7月に、市民の代表者13人で構成する市民憲章策定委員会（中野昭純委員長）を設置し、検討を重ねてきました。

委員会は、作成した素案に対して市民の皆さんからの意見をお聞きした上で、1月23日（水）、市民憲章案を三河明史市長に報告しました。市では、この報告を受け、次のとおり市民憲章を制定しました。



国東市民憲章

わたしたち国東市民は、豊かな自然と先人から受け継いだ文化を尊び、誇りと責任を感じ、さらに心豊かで活気あふれるまちづくりをめざし、ここに市民憲章を定めます。

- 一 自然を愛し、緑豊かな美しいまちをつくります。
- 一 伝統に学び教養を高め、文化のかおり高いまちをつくります。
- 一 人権を尊重し、平和で住みよいまちをつくります。
- 一 働くことによるこびをもち、活気あるまちをつくります。
- 一 絆を深め、心身とも健康で明るいまちをつくります。

（平成二十五年四月一日制定）

市の花



菜の花

市の鳥



キジ

市の木



くすの木